

平成 30 年第 6 回辰野町議会定例会会議録（17 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催年月日 平成 30 年 9 月 19 日 午後 2 時開議
3. 議員総数 14 名
4. 出席議員数 14 名

1 番	小 澤 睦 美	2 番	向 山 光
3 番	熊 谷 久 司	4 番	山 寺 はる美
5 番	篠 平 良 平	6 番	中 谷 道 文
7 番	宇 治 徳 庚	8 番	成 瀬 恵津子
9 番	瀬 戸 純	10 番	宮 下 敏 夫
11 番	根 橋 俊 夫	12 番	垣 内 彰
13 番	堀 内 武 男	14 番	岩 田 清

5. 会議事項

- 日程第 1 議案第 1 号 平成 29 年度辰野町一般会計決算の歳入全部
歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、
6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、
11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費
- 議案第 2 号 平成 29 年度辰野町上水道事業会計決算
議案第 3 号 平成 29 年度辰野町簡易水道特別会計決算
議案第 4 号 平成 29 年度辰野町公共下水道特別会計決算
議案第 5 号 平成 29 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
議案第 6 号 平成 29 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
議案第 11 号 平成 29 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第 2 議案第 1 号 平成 29 年度辰野町一般会計決算の歳出の内
3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費
- 議案第 7 号 平成 29 年度辰野町国民健康保険特別会計決算
議案第 8 号 平成 29 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
議案第 9 号 平成 29 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
議案第 10 号 平成 29 年度町立辰野病院事業会計決算
議案第 12 号 平成 29 年度辰野町介護保険特別会計決算

日程第 3 議案第 13 号 辰野町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

日程第 4 議案第 14 号 辰野町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 18 号 平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 6 請願・陳情についての委員長報告

日程第 7 追加提出議案の審議について

議案第 25 号 平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 8 議員提出議案の審議について

発議第 1 号 種子の生産、供給に関する県の条例制定を求める意見書の提出について

発議第 2 号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について

発議第 3 号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について

発議第 4 号 介護職員の待遇改善を求める意見書の提出について

発議第 5 号 保育園における空調設備設置の促進を求める意見書について

発議第 6 号 保育園における空調設備設置の促進を求める意見書について

発議第 7 号 オスプレイの飛行訓練に関する意見書の提出について

日程第 9 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第 10 議員派遣について

6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	小 野 耕 一	まちづくり政策課長	赤 羽 裕 治
住民税務課長	伊 藤 公 一	保健福祉課長	小 澤 靖 一
産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹	建設水道課長	西 原 功
会計管理者	武 井 庄 治	こども課長	加 藤 恒 男
生涯学習課長	原 照 代	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 中 畑 充 夫

議会事務局庶務係長 田 中 香 織

8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 10 番 宮 下 敏 夫

議席 第 11 番 根 橋 俊 夫

9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、第 6 回定例会、第 17 日目の会議は、成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 1 号、平成 29 年度辰野町一般会計決算の歳入全部、歳出の内 1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、14. 予備費。議案第 2 号、平成 29 年度辰野町上水道事業会計決算。議案第 3 号、平成 29 年度辰野町簡易水道特別会計決算。議案第 4 号、平成 29 年度辰野町公共下水道特別会計決算。議案第 5 号、平成 29 年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算。議案第 6 号、平成 29 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算。議案第 11 号、平成 29 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算、認定の件を議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（熊谷）

本定例会初日に当委員会に付託されました議案第 1 号から議案第 6 号までと、議案第 11 号についての審査状況を報告いたします。9 月 12 日午前 9 時から全員協議会室において、総務産業常任委員会、及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、全委員出席のもと、町長、副町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当者から歳入全部についての説明及び質疑を行いました。また、同日午前 11 時から、そして翌日午前 9 時から総務産業常任委員会室において、委員全員が出席し、副町長及び担当者の出席のもと、慎重に審査を行い、9 月 14 日午前 9 時から、4 箇所について現場調査を実施しました。以下、その概要を報告いたします。

議案第 1 号、平成 29 年度辰野町一般会計決算についての審査結果を報告いたします。1、歳入について。9 月 12 日の合同委員会での質疑に関する報告は省略いたしま

す。また、当委員会での歳入に関する質疑は特にありませんでした。2、歳出に関して。(1) 議会費について。「議会事務局の職員数が不足していると感じるがどうか」の質問に対し、「何とか間に合っていると考えるが、不都合を感じられるようであれば、正式に声を挙げていただければよいと思います」との答弁でした。2番の総務費について。ア、「財政調整基金残高が20億6,000万円であるが、この額は適正規模であるか」の質問に対し、「上伊那の町村の平均が8億8,000万円、県の町村の平均が7億8,000万円である。急に予定外で必要になった予算に対して、ここから繰り入れるためのもので、標準財政規模と比較して適性と考えている」との答弁でした。イ、「県滞納整理機構に預けている案件はどのくらいあるか。また負担金は29年度105万円だが、これはどのように決まるのか」の質問に、「7件預け、現在4件継続中である。負担金の額は、基本料5万円プラス、前年度回収実績で決定される」との答弁でした。ウ、「住民票などのコンビニ交付の料金はいくらか。利用件数はどのくらいか」に対して、「役場窓口での料金300円に対し、コンビニ交付は250円である。250円の内、135円はコンビニ店に手数料として支払われる」との答弁でした。エ、「土地建物賃借料が1,300万円ほど発生しているが、これはどんな内容か」の質問に対し、「辰野駅北側駐車場や中央道辰野パーキング用駐車場の借地料である。委託先から売り上げに沿った入金があるので、相殺すれば黒字である」との答弁でした。オ、「パークホテルや湯にいくセンターの利用状況はどうか」の質問に対し、「パークホテルは28年度170万円の黒字、29年度は41万円の赤字であった。29年度はホームページのリニューアル等の出費があったため」とのこと。「湯にいくセンターの利用者数は29年度1,400人の増加であった」との答弁でした。カ、「二地域居住、住宅設備工事費が当初の予算をオーバーしたのはなぜか」の質問に対し、「県指定の仕様を守る中で、県産材の材料を使ったりした部分で出費がかさんだ」との答弁でした。キ、「公共交通の委託先が1社に集中してしまうのはどうか」の質問に対し、「入札しても他社が入ってこない。また運転手の確保、経営のノウハウなど難しい問題を抱えている」との答弁でした。ク、「アラパの利用状況はどうか」の質問に対し、「ボルダリングとフラックラインの利用が少ない。キックバイクは暑い夏が影響してやはり利用者が少なかったが、トレーニングジムが盛況である。スタジオルームのヨガ教室も利用者が増えてきている。また、管理方法については、しばらくは町が直営し、その後、指定管理になると思われる」との答弁でした。ケ、「燃料費について、町内のガソリンスタンド

がどのように使われているか」の質問に対し、「オリックスカードと契約しているのと、町内の石油商組合とも契約しており、どのガソリンスタンドでも給油できるようになっている」との答弁でした。コ、「E S P業務委託料が120万円発生しているが、新電力にした効果は出ているのか」の質問に対し、「町所有の主な施設13箇所を新電力にした12月から3月までの4ヶ月間で、E S P委託料を含めても410万円の効果が出ているので、年間1,200万円ほど経費削減ができています。その見込みである」との答弁でした。サ、「小野住宅解体撤去工事に伴って、土地の寄付採納はされたのか」の質問に対し、「土地の寄付採納の話まではできているが、相続の関係で、司法書士に入ってみてもらっているが、印鑑が揃わず解決されていない」との答弁でした。3、衛生費の内の水道費については特に質疑はありませんでした。4、農林水産費について。ア、「かやぶきの館は平日来客者が少なく感じられるが、利用状況はどうか」の質問に対し、「学生の合宿誘致なども検討していきたい。来年は指定管理者の更新があるので、幅広く声を掛けていきたい」との答弁でした。イ、「荒廃農地が増加しているように感じるが」の質問に対し、「農地パトロールの結果では、28年から29年にかけて増加傾向にある。対策としては、各地区個別に対応している」との答弁でした。5、商工費について。ア、「商工会の活性化策が必要ではないか」の質問に対し、「商工会は今過渡期にある。会員に寄り添った活動が必要と感じている」との答弁でした。イ、「土地開発公社補助金が29年度1億円で出ているが、今後の計画はどうなっているか」の質問に対し、「29年度で終了する」との答弁でした。ウ、「北沢東工業団地の遺跡調査はどうなっているか」の質問に対し、「トーチスが入ったところもそうであったが、再調査が必要なところがまだ残っている」との答弁でした。6、土木費について。ア、定住促進奨励金について。「二世帯住宅を新築する場合でも該当するのか」の質問に対し、「二世帯住宅でも該当する」との答弁でした。イ、橋梁定期点検業務について。「29年度は3,800万円で130箇所の橋梁を点検したとあるが、全体では何箇所あり、あと何箇所残っているのか」の質問に対し、「全体では283箇所あり、あと3箇所残っている。これについては、30年度点検実施する。ただ、31年度からはまた次の点検計画が始まる予定」との答弁でした。ウ、「辰野駅前街なみ環境整備事業の進捗はどうか」に対し、「3年計画で進めており、去年は課題の抽出。2年目の今年はプラン作成を進める」との答弁でした。エ、「各区から上がってくる道路改良や、舗装の要望に対し、どの程度実施できているのか」の質問に対し、「昨年度は道路改

良について、53箇所要望があり、その内14箇所実施した。舗装関係の要望は53箇所の要望に対し、18箇所実施。また交通安全関係では53箇所要望があり、21箇所実施している」との答弁でした。7、消防費について。「退職消防団員報償負担金は、どんな団体に支払われているのか」の質問に対し、「消防団員等、退職報償共済基金に支払い、退職する団員の階級、及び所属年数により下りてくる仕組みになっている」との答弁でした。8、災害復旧費、公債費については特に質疑はありませんでした。採決の結果、一般会計の歳入全部、及び歳出の内、当委員会に付託された部分について特に異議はなく、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第2号、平成29年度辰野町上水道事業会計決算の審査報告です。質疑では、「上水道事業会計は、一般企業に例えれば優良企業と言えるが、料金改正は考えているか」の質問に対し、「今は考えていない」との答弁でした。最後に上水道料金の年度毎の徴収率が示され、年々向上している説明があった。委員からは「29年度の徴収率が99.07%と良好な値だが、空き家はどうなっているのか」の質問に対し、「空き家所有者からの開栓、閉栓の依頼に対し、その都度きめ細かく対応している」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第3号、平成29年度辰野町簡易水道特別会計決算について報告します。質疑では、「以前は統合に関して後ろ向きの意見があったが、各世帯の量水器の設置にあたり、苦情・トラブルはないか」との質問に対し、「特に問題なく進んでいる」との答弁でした。採決の結果、決算については特に異議はなく、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第4号、平成29年度公共下水道特別会計決算について報告します。質疑では、ア、「歳入、歳出の差、6,600万円を翌年度に繰り越しているが、その額はどんなところから出ているのか」の質問に対し、「経費削減も行っているが、この年実施できず、翌年に延期している事業があったため」との答弁でした。イ、「公共下水道は、平成32年から公営企業法適用の計画で進んでいるようだが、料金値上げは必要になるか」の質問に対し、「公営企業法適用に併せ、固定資産の調査、評価を進める中で、料金改定についても調べていく」との答弁でした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第5号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算については特に質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で認定すべき

ものと決しました。

議案第 6 号、平成 29 年度農業排水処理施設特別会計決算についての報告です。質疑では、「沢底地区と北部地区が公共下水道に管路結合がされるが、計画の進捗はどうか」の質問に対し、「現在この 2 箇所施設の後利用計画を作成しているところで、防災倉庫として、後利用する計画である。来年度は、認可変更を受けて、結合工事を実施する計画である。上横川、下横川、北部西の 3 地区については、施設はそのまま、平成 32 年に経営統合する予定である。これにより 5 地区に新しく加入する人の受益者負担が軽減されることになる」との答弁でした。これに対し、「地元の住民に平成 32 年に経営統合されることが、周知徹底されていないのではないか」との質問があり、その答弁として、「今後、地元との連絡会を年に 2 回設けて周知徹底していく」とのことでした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第 11 号、平成 29 年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算については、特に質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく、全会一致で認定すべきものと決しました。

総務産業常任委員会に付託されました、平成 29 年度決算審査に関する 7 議案の審査結果は以上のとおりです。議員全員の賛成により、認定いただきますようお願いし、報告といたします。

○議 長

これより委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 2、議案第 1 号、平成 29 年度辰野町一般会計決算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費。議案第 7 号、平成 29 年度辰野町国民健康保険特別会計決算。議案第 8 号、平成 29 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算。議案第 9 号、平成 29 年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算。議案第 10 号、平成 29 年度町立辰野病院事業会計決算。議案第 12 号、平成 29 年度辰野町介護保険特別会計決算認定の件を議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、垣内彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（垣内）

それでは平成 30 年 9 月定例会決算審査ついて報告いたします。今定例会、福祉教育常任委員会に付託されました決算関連議案は、議案第 1 号、平成 29 年度辰野町一般会計決算歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費。議案第 7 号、議案第 8 号、9 号、10 号、12 号の 6 議案であります。以下、議案に沿って審査結果を報告いたします。去る 9 月 12 日、13 日、委員会室におきまして、全議員出席のもと、教育長、担当課長、担当職員に詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。また、14 日午前中、委員 7 名により、町民会館、美術館、たつの未来館にて、担当課職員の説明を受け、現場審査を行いました。質疑応答内容を主体に報告いたします。

議案第 1 号、平成 29 年度辰野町一般会計決算歳出について。民生費の内、社会福祉費関連で、「青少年段階から引きこもりになった人の成人したのちの見守りは、どこで行うのか」との質問に、「そうした事例が明らかになった場合は、親族のお話を伺い、長野県上伊那生活就労支援センター（通称、まいさぼ上伊那）等の県の組織の指導で、仕事のあっせん等自立に向けたサポートを行う。地域活動支援センターを障害の有無に関わらず、利用できるのので、就労支援 B 型なり、居場所としての利用も可能なので周知させたい」との説明がありました。また、保育園について、「未満児の利用が増加傾向にあるが、施設・職員配置などで余裕はあるか。また受け入れ可能との見通しはあるか」との問いに、「前年 11 月に申し込み締め切りになったあと、職員配置について決める。それ以降の途中入園については、職員配置が難しくなる可能性がある。職員の確保が難しくなると、ほかへの入園をお願いすることもある」との説明がありました。また、「ファミリーサポートの制度を町内でも知らない保護者がいるのではないかと。ほたるチャンネルなどで広報したらどうか」との意見も出されました。環境衛生関係では、「辰野には、環境基本条例があつて、他町に例のない優れた計画だが、制定から 10 年以上経過して、委員からは見直し等の意見はないのか」との質問に、「小さな見直しは行っている。時間はかかるだろうが、当初の計画を作成した方々に代わる人材を探し、委員になっていただいで進めないといけないと思う」との説明がありました。「建設協会、商工会始め、産業会、農業委員会などで、ワーキンググループを作り、テーマを絞って部分的な変更をしたものを審議会で検討し、計画を見直していくのが、現実的ではないか」との意見が出されました。衛生費については、「ママサポート事業の利用の状況について」の質問に対し、「平成 28 年度は利用者 0 であったが、平成 29 年度の利用者は 5 人であった。利用者は外国から来ら

れた方であった。一般的には、家の中まで入って来られることに抵抗があるようだ」との説明でありました。教育費については、学校現場でのタイムレコーダー設置について、「タイムレコーダーを入れて、教員も時間の意識を持つようになったが、仕事の量は変わっていないので、根本的な解決にはならない。学級数が減って、教員数が減ると、一人当たりの仕事量が増えるので、時間だけ減らそうとしても無理がある」との説明がありました。「具体的に個々の先生の勤務実態、学内での仕事は何時間、家へ持ち帰った仕事は何時間、といったモニタリング調査が必要だ」との意見からの意見に対し、「個々の先生についてのデータはないが、学校毎、全体での調査を行っており、結果は県教委へは上げている」との説明がありました。給食費の徴収について、「口座引き落としとなっている」との説明に対し、委員から「処理を学校で行うのではなく、行政が行うべきではないか。働き方改革と同様に未納金の回収を先生がするようなことをすべきではないし、不足があった場合は、一般会計から補填できるようにすべきだ」との意見が出されました。美術館事業では、「仮面土偶が国の重要文化財にならないか」との質問に、「地元の知名度、熱意があれば可能かもしれない。芸術村事業を行って、知名度と関心を高めているところだ」との説明がありました。社会教育関連では、「男女共同参画社会推進委員活動の成果は」との質問に、「各委員の所属する団体での成果についての報告は上がってきていない」との答えでしたが、委員からは「成果がないのであれば、何のための組織、予算だったのか。意味がなくなってしまう。目標値は何であったか。どうやって実現しようとしたか。行政として、チェックすべき」との意見が出されました。平成29年度一般会計決算に対する審査状況は以上です。

次に特別会計に対する審査結果について、報告いたします。議案第7号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計決算。一人当たり医療費について、「平成28年は県36位だったが、平成29年は18位と上がってしまった。高額な医療費を支払った方が数名いたために、一気に上がってしまった。全体的に一人当たりの医療費が上がったわけではなく、加入者数が少ないため、高額な医療費の被保険者が数人だけで、全体の金額が大きくなってしまう」との説明でありました。

議案第8号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算については、係から第一診療所、川島診療所の使用状況の報告がありました。「第一診療所では、週1日金曜日に診療を行い、実働48日、受診者数280件、前年比マイナス46件。川島診

療所においては、週1日火曜日、年間50日診療、利用者数211件、前年費マイナス20件であった」との報告がありました。

議案第9号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算について報告いたします。後期高齢者医療保険について、「一人当たり医療費が上がると、国保よりも、町への負担は大きくなる。どう減らすかが課題と思うが、方策はあるか」との問いに、「保健福祉課で後期高齢者の人間ドック受診を勧めてもらい、国保同様、病気予防に努めていただくようにしたい」との回答がありました。

次に議案第10号、平成29年度町立辰野病院事業会計決算について報告いたします。「平成29年度は、外来患者数の減少に歯止めがかからなかったものの、外来収益では、1,100万円ほどの増となりました。入院収益についても病床利用率の増加により、5,500万円の増となりました。費用についても、前年度より、1,400万円ほど圧縮され、およそ1,000万円の黒字となりました」との説明がありました。一般会計からの繰入金は、5億220万円でした。国からの交付税、特別交付税の措置が合わせて2億5,800万円ほど交付されていることを考慮すると、純粋な一般会計からの繰り入れは、2億4,400万円ほどと考えられます。地域包括ケア病床を20床から27床にしてよかったとの説明がありましたが、なぜ診療報酬が増えるのか説明を求めたところ、「診療報酬は、出来高部分の積み上げと、地域包括ケア病床のように包括ということで、定額となっている部分とがある。診療行為の内容に関わらず、一定の安定的な収益につながるケア病床に、収益につながる」との説明でありました。また、以前は広域の医療連携の中で、亜急性期、回復期の患者を伊那中央病院から回してもらおう。伊那中央病院等から回してもらえとの説明があったが、今はどうなっているか」との質問に、「平成26年から国の方へ、病床機能報告をすることが義務付けられた。地域医療構想のもととなる報告で、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の中で、自分の病院がどういう病院かを毎年報告することが義務付けられた。有床機能報告としては、回復期病棟として、報告している。広域でも、足りないのは回復期病床なので、辰野病院としては、病床の位置付けは回復期としていく」との説明がありました。

次に、議案第12号、平成29年度辰野町介護保険特別会計決算について報告いたします。「地域支援総合事業の取り組み2年目だが、地域間の格差がみられる。是正に向けた取り組みはされているか」との質問に、「結など生活支援サポーターの地域における人数の差がサービス利用の差につながっている。サポーターの登録数を増やし

て、満遍なく町内各地域に配置できるように取り組みたいが、講座を開催しても、なかなか受講者が集まらない。ニーズに合ったサービスを企画したいが、平成29年時点では、地域から具体的な要望がない」との説明がありました。「生活支援コーディネーターの数もひとりでは限界があるのではないか」との委員の意見が多く、制度の充実のためには、コーディネーターの要請を町長要望とすることが決まりました。

以上6議案について、慎重に審査し、また3箇所の現場審査の結果、全議案を委員全員一致で認定すべきものと決しました。なお、9月14日、予算執行状態検証のため、1、町民会館リハーサル室空調設備改修工事、同2階手すり改修工事。2、辰野美術館非常用自家発電設備取替え工事、同2階屋根軒先改修工事。3、たつの未来館機械設備工事、同電気設備工事、及び1階屋根手すり交換工事に対する現場審査を行い、担当職員の立会いのもと、説明を受け実施状況の確認をいたしました。各事業とも計画に則り、問題なく実施されていることを確認いたしました。以上、全議員の賛同をいただき、認定くださいますようお願いいたします。

また、委員会審査において、要望事項が出されましたので、合わせて3件を町長要望として、提出いたしました。1、生活支援コーディネーターの増員について。地域包括支援センター事業の充実を図るため、生活支援コーディネーターの増員を要望いたします。2、生活困窮家庭への灯油購入券配布について。生活困窮家庭への灯油購入券配布について、従来の判断基準、10月1日時点、県内平均価格にこだわらず、情勢を総合的に判断して、決定することを要望いたします。3、ブロック塀撤去に要する費用に対する補助について。町内通学通園路にあるブロック塀について、その所有者の撤去に要する費用への補助について、平成30年度補正予算を含め、早急に対応するように要望いたします。以上であります。以上で、委員長報告を終わります。

○議長

ただ今委員長報告の中で、総務委員会の審査報告の中で、要望事項等が落ちておりましたので、熊谷委員長に総務委員会の要望事項について、発表いただくようお願いいたします。

○総務産業常任委員長（熊谷）

町長要望は2つございます。1つが、道路網整備計画、都市計画に基づく町内道路網整備計画の検討をしている中で、早期に計画を作成することを要望することが1つと、もう1つが、ブロック塀の町内ブロック塀の補助制度を設けることを要望いたし

ます。以上、2点を町長要望として、まとめて、この後、ご回答をいただくことになっております。

○議 長

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。それではここで町長より答弁を求めます。

○町 長

はい。ただ今、両委員長の方から要望事項が挙げられましたので、お答えしたいと思えます。まず、総務産業常任委員会の方からは2点の要望がございました。まず1点目は、都市計画道路及び道路網整備計画についてでございます。2点目はブロック塀改修の補助についてということでございます。まず、第1点目の要望に関してお答えいたします。都市計画道路の見直し及びそれに伴う町内道路網整備計画を早期に進めて、計画作成を示されるようにとの要望でございました。この点につきましては、町では今年度から辰野町第五次総合計画後期基本計画にある辰野町全体の道路網についての将来像を示す道路網計画の策定に向けて準備を進めておるところでございます。今年度は、その第一歩として、17区の役員や地区の道路委員会、期成同盟会、期成同盟会準備会等に出向きまして、道路状況や道路要望、都市計画道路についての意見聴取、あるいは情報収集を行おうと今図面作成等の準備を進めているところであります。また、懸案事項であります都市計画道路の見直しについては、昨年から下辰野地区の住民からなる辰野駅前地区まちづくり協議会において、まちづくりプランのたたき台の協議を行っていただいております。来年の3月、町に提案をいただく予定で進行しております。都市計画道路は、この駅前まちづくりプランとの整合の必要性があります。現時点では、今年度は情報収集を主体に進め、分析でき次第、これも後期基本計画にあります、仮称ではございますが、辰野町道路網検討委員会を組織しまして、辰野町の10年度、20年後を目指した道路網計画を策定していく予定で考えております。タイムスケジュール等はまだお示しできませんけれども、まずは第一歩となる意見聴取、情報収集を計画しております。2点目の町内の特に一般家庭のブロック塀改修の補助制度を策定されるようにとの要望についてでございます。これにつきましては、ブロック塀の撤去等補助制度につきましても、町内通学路等の調査結果や、

近隣自治体の動向を注視する中で、来年度予算計上できるかどうかを検討していきたいと考えております。

続きまして、福祉教育常任委員会から挙げられました3点の要望についてお答えしていきます。まず、第1点目でございます。生活支援コーディネーターの増員について、地域包括支援センター事業の充実を図るため、生活支援コーディネーターの増員をとの要望に対してでございます。生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターが介護予防、日常生活、支援総合事業を実施する上で、大きな役割を担い、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう高齢者が必要とする生活支援サービス等の活用を支援する、地域支え合い推進委員であります。辰野町では現在1名の生活支援コーディネーターを配置しておりますが、今後は地域を知り、地域の力を活かした事業が展開できるよう、地域で主体的に活動している方にも人材を求めて、生活支援コーディネーターの増員を図ってまいりたいと思います。続いて2点目の要望についてでございます。生活困窮家庭への灯油購入券配布について、従来の判断基準、この判断基準は10月1日時点で県内の平均価格によりますが、この判断基準に関わらず、情報を総合的に判断して決定することをとの要望でございました。この件につきましては、一般質問でも辰野町の灯油購入券交付実施要綱に基づき、従来の判断基準によって、灯油購入券の支給の有無を決定すると答弁いたしました。しかしながら灯油価格は今なお上昇を続けているため、今後の動向を注意深く見守り、また今年当初から続きます高値や、現在の原油を巡る情勢等も考慮し、町民の灯油高騰感も念頭において、11月中旬までに総合的かつ慎重に判断して、灯油購入券の支給の有無を決定してまいりたいと考えております。3点目でございます。ブロック塀撤去に要する費用に対する補助についてであります。これにつきましては、町内の通学・通園路にありますブロック塀について、その所有者の撤去に要する費用への補助について、平成30年度補正予算を含め、早急に対応するようとの要望でございました。先ほど総務産業常任委員会の方でも、回答を申し上げましたが、こちらにつきましても、ブロック塀の撤去等補助制度につきましては、危機管理部局、町では総務課が担当しておりますが、と連携しまして、近隣自治体の動向等踏まえる中で、来年度予算計上できるかどうかを検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長

次に委員長報告の行われました、日程第1、議案1号から日程第2、議案第12号ま

でについて、一括して討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。初めに議案第1号、平成29年度辰野町一般会計決算についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は、原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり認定されました。次に、議案第2号、平成29年度辰野町上水道事業会計決算。議案第3号、平成29年度辰野町簡易水道特別会計決算。議案第4号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計決算。議案第5号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算。議案第6号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算。議案第7号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計決算。議案第8号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算。議案第9号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算。議案第10号、平成29年度町立辰野病院事業会計決算。議案第11号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算。議案第12号、平成29年度辰野町介護保険特別会計決算。以上、11議案について一括して採決いたします。お諮りいたします。委員長報告はいずれも原案認定であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第12号までの11議案については、委員長報告のとおり認定されました。

日程第3、議案第13号、辰野町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について。日程第4、議案第14号、辰野町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。以上、2議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長 (熊谷)

本定例会初日に当委員会に付託されました議案第13号及び第14号についての審査

状況を報告いたします。9月12日、総務産業常任委員会室において、委員全員が出席し、議案第14号について住民税務課担当者に、翌13日には、議案第13号について総務課担当者に内容説明を求め、質疑を行いました。

議案第13号、辰野町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について報告します。総務課からの説明では、安倍内閣の日本最高戦略に基づいた閣議決定を受けて、平成24年に国家公務員法の一部が、翌平成25年に地方公務員法の一部が改正され、内容は女性の採用、登用を促進し、男女の子育て支援を促進させるというもので、当庁においては、「夫が海外に転勤することになったとの申し出があり、今回の条例制定の提出となった」とのことです。質疑では、「移転先の海外で、パート・アルバイトなどは可能か」の質問に対し、「可能だが、任命権者の許可は必要である」との答弁でした。採決の結果、全会一致にて、可決すべきものと決しました。

議案第14号、辰野町地域経済牽引事業の促進のための固定資産の課税免除に関する条例の制定について報告します。住民税務課からの説明では、現在の地域経済に力強さがなく、設備投資が低迷している状況に、国は企業立地促進法を一部改正し、地域未来投資促進法に改めた。これに基づき、昨年度策定された上伊那基本計画に合わせて、新たに条例の制定をするもので、国が認定した企業が上伊那基本計画に沿った事業で設備したのに対し、固定資産の課税を3年度分に限り、免除するものであるとのことでした。質疑では、1、「地域経済牽引事業の地域とは、上伊那を指すのか」の質問に対し、「上伊那市町村合同で基本計画を立てており、上伊那一円を指す」との答弁でした。2、「国が認定した企業とあるが、町内企業の中にはあるのか」との質問に対し、「全国で2,000社、県内に63社が認定されており、辰野町では1社、辰野タンケンが認定されている」との答弁でした。3、「全国2,000社が認定されているというが、どのような会社を選ばれているのか」の質問に対し、「認定された過程は公表されていないが、業界推薦等により、大企業でなく、中堅企業を選ばれているようだ」との答弁でした。以上の質疑応答ののち、採決の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。条例制定2件の審査結果は以上のとおりでございます。

○議長

委員長報告に対する質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 13 号、辰野町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 14 号、辰野町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。日程第 5、議案第 18 号、平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

○成瀬（8 番）

15 ページにあります、0814 の社会資本整備総合交付金事業の中の公共施設等適正管理推進事業測量設計業務委託料について詳しく説明を求めます。

○建設水道課長

はい。こちらの事業ですが、横川ダムより上、蛇石までのところなんですが、町道になっておりまして、以前、溪谷道路というような形で、道路の拡幅、また法面のコンクリート吹付等、行っているわけなんですが、近年劣化等がかなり著しくなりました、そして現地を見ていただきますとわかるんですが、コンクリートの吹付のところについてももう砂のような形になってしましまして、大きい穴が空いているような状況でございます。約 200 メートルぐらいの吹き付け部分をですね、今回調査さしていただいて、そして点検をさしていただいて、今後、維持補修に向けての計画を立てていきたいということで、今回上げさせていただいた事業でございます。よろしく願いいたします。

○議 長

よろしいですか。そのほかありませんか。

○堀内（13 番）

11 ページをいただきたいんですが、危機管理の関係のですね、事業の中で、工事請負という形の中、864 万円が計上されてます。これは下辰野店舗住宅解体撤去工事という形で、これは一部には強制執行っていう形の状況になるのかなって気がいたします。で、これは、1 平米当たりどのくらいの解体費用、逆に言うと何平米になるのかっていう形と、この費用につきましては最終的にはどういう形で扱われるのか。これは支払いがされるのか、あるいは町が負担の状況だけで済むのか。そこら辺の見解をお願いしたいと思います。

○総務課長

この建物ですね、構造になりますけれども、木造 2 階建て、179.5 平米でございます。この費用については、町の代執行になりますので、町の負担となります。以上です。

○議 長

よろしいですか。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 18 号、平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。ただ今より、暫時休憩といたします。再開時間は 3 時 10 分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 14 時 59 分

再開時間 15 時 10 分

○議 長

休憩前に引き続き、再開いたします。日程第 6、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました、請願第 10 号、種子の生産、供給に関する県の条例制定を求める請願について、総務産業

常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、熊谷久司議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（熊谷）

本定例会初日に当委員会に付託されました、請願第10号についての審査結果を報告します。9月13日午後3時半から総務産業常任委員会室において、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告します。請願第10号、種子の生産、供給に関する県の条例制定を求める請願について。審査における意見は、1、食の安全に関わる部分の規制はある程度必要なので、種子法が廃止された今は、県レベルで米などの種子の開発管理する条例が必要である。2、外国資本が日本の種子を独占する可能性があり、さらに何らかの理由により、それらが日本から撤退したときは、大きな問題となる。審査における意見は委員全員が提出者に賛同できるとなり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決し、別途意見書を発議することに決しました。請願1件の委員会審査結果は、以上のとおりでございます。

○議 長

請願第10号、種子の生産、供給に関する県の条例制定を求める請願の質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより種子の生産、供給に関する県の条例制定を求める請願を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、請願第10号は委員長報告のとおり採決と決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました。陳情第7号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書。陳情第8号、国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書。請願第9号、子どもの医療費完全窓口無料化を求める請願書、以上3件について、福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、垣内彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（垣内）

それでは報告させていただきます。本定例会初日に当委員会に付託されました、請願・陳情第7、8、9号についての審査結果を報告いたします。9月13日午後4時から福祉教育常任委員会室において、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。

陳情第7号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について。提出者は中信地区私学助成推進協議会会長、宮坂高幸氏。趣旨は、私学助成の主体を成す国、県からの補助金は、一定の前進はみられるものの、さらなる施設の整備拡充をはじめとする教育環境の改善が求められており、私立高校の保護者を含む、学校の自助努力だけでは対応しきれない現状である。辰野ではかつて助成制度が制定されていた期間があった。私学に通う保護者の経済的負担に配慮し、公教育の一翼を担う私学振興のために、町に対し、第1項に掲げる制度の制定と、国・県に対し、第2項に掲げる趣旨の意見書の提出を陳情したものであります。1、私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、保護者への直接補助を行ってください。2、国・県の関係者に対して、就学支援金制度の充実並びに私学助成の増額のための意見書をあげてください。審査の中で、1項については、当時県内には進学希望者に対応するだけの公立高校がなく、多くの希望者が私学に行かざるを得ない状況にあったこと。特色ある私学教育を選び、進学しようとする現在とは状況が違ふこと。また町の財政にも限りがあり、ほかに優先すべき事業が認められること等の意見があり、採択の結果、全員一致で不採択となりました。第2項については、十分趣旨を理解でき、例年趣旨に沿った意見書を提出するものの、状況は変わっていないことから、国・県に対し、再度意見書を提出すべきとの意見が多く、全員一致で採択と決しました。以上の結果、1項については不採択、2項については採択となり、一部採択となりました。

陳情第8号、国に対して、「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情について。提出者、上伊那社会保障推進協議会。代表者、古畑克己氏。本陳情の趣旨は、介護現場における人材確保、離職防止の実質的な対策や、安全安心の介護体制の確立は国の責任で行うべきであり、人材不足の解消、介護制度の充実を図るためには、介護報酬の引き上げが欠かせないとし、国に意見書を提出するように求めたものです。審査では、賛同する意見が多く、採択の結果、全員一致で、国に対し、意見書を提出することと決しました。

請願第9号、子どもの医療費完全窓口無料化を求める請願書について。提出者、辰野の子どもの未来を考えよう会。代表者、高木智香氏。紹介者、瀬戸純議員。保護者に対して、子どもの医療費に対する負担金を求めることは、収入のない子どもに対して、負担を求めることと同義であるとし、辰野町における、医療費の完全窓口無料化を求める430筆の署名を集め、辰野町に対し、議会より以下の趣旨の意見書の提出を求めたものです。1、子どもの医療費完全窓口無料化の実現。2、引き続き子育て支援策に取り組み、安心・安全の町づくりの充実。議会として、町長宛に意見書の提出ができるかとの疑義があり、調べたところ、地方自治法第99条では、提出できないとのことでありました。審査の結果、不採択となりました。しかしながら、請願の趣旨の取り扱いについて、委員会として、協議いたしました。委員からは「500円の診療報酬明細書レセプトまで無料にする必要はない。あるいは8月1日窓口無料化が制度化されたばかりなので、少し様子を見るべき。あるいは請願の趣旨に沿って、町に働きかけをすべき」との意見がありました。採決の結果、賛成2、反対4で特に意見書は提出せず、様子を見るということに決しました。以上、請願・陳情3件の委員会審査を報告いたしました。全議員の賛同を求めます。以上です。

○議長

ただ今の委員長報告に対し、初めに陳情第7号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について、質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより陳情第7号、私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、一部採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第8号、国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書について、質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより、陳情第8号、国に対して「介護職員の待遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択と決しました。次に、請願第9号、子どもの医療費完全窓口無料化を求める請願書について、質疑討論を行います。ありませんか。

○瀬戸 (9 番)

1点だけお伺いします。議会としては意見書を町にあげられないということで、99条の方では提出できないということなんですが、ちょっとお聞きしたところ常任委員会での審査結果など報告する報告書を町に提出することができるということを伺っております。今回の請願についてのその部分の取り扱い、町への報告書、委員会、常任委員会での審査の報告書を提出するということは考えられているのか、お聞かせください。

○福祉教育常任委員長 (垣内)

お答えいたします。その件について審査を行い、採決の結果、賛成2票、反対4票ということで、意見書を提出しないということに決定いたしました。

○瀬戸 (9 番)

すみません。意見書ではなくて、報告書というものが、ええあるんですけども、それについてはどうでしょうか。

○福祉教育常任委員長 (垣内)

言い間違えました。地方自治法の125条では、理事者に対して、報告書を送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することはできるとなっていました。そういうことはしないということに決しました。

○議 長

そのほかありませんか。

(議場 なし)

○議 長

それでは初めに委員長報告に反対者、原案賛成者の発言を許可します。ありません。

(議場 なし)

○議 長

引き続き、賛成者の発言を許可します。ありませんか。討論ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより請願第9号、子どもの医療費完全窓口無料化を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について起立により採決いたします。請願第9号、子ども医療費完全窓口無料化を求める請願書を採択することに賛成の方、採択に賛成の方はご起立をお願いします。もう一回繰り返します。請願第9号、子どもの医療費完全窓口無料化を求める請願書を採択することに賛成の方、採択に賛成の方はご起立願います。

(起立 0人)

○議 長

起立なしです。よって請願第9号は不採択とすることに決しました。日程第7、追加提出議案の審議について。議案第25号、平成30年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

はい。平成30年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、町道12号線東西線改良工事について。北大出原交差点西側部分の道路拡幅のための測量調査に掛かる委託費用の追加であります。補正総額は2,000万円の増額で、予算総額は84億4,434万2,000円となる補正予算であります。以下、その概要を申し上げますと、歳入につきましては、繰越金の増額であります。歳出につきましては、土木費の町道12号線東西線改良工事に伴う用地測量と物件調査にかかる業務委託料の追加であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて、関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 25 号、平成 30 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。日程第 8、議員提出議案の審議についてを議題といたします。初めに発議第 1 号、種子の生産、供給に関する県の条例制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局 長

（発議第 1 号 朗読）

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結します。これより発議第 1 号、種子の生産、供給に関する県の条例制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

（起立 13 人）

○議 長

起立多数です。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。次に発議第 2 号、発議第 3 号ともに私立高校への公費助成に関する意見書の提出について、一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局 長

（発議第 2 号、3 号 朗読）

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより最初に発議第2号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立多数です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。次に発議第3号、私立高校への公費助成に関する意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立多数であります。よって発議第3号は原案のとおり可決されました。次に発議第4号、介護職員の待遇改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局長

(発議第4号 朗読)

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑討論を終結いたします。これより発議第4号、介護職員の待遇改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議長

起立多数です。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。次に発議第5号、第6号ともに保育園における空調設備設置の促進を求める意見書について、一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局長

(発議第5号、6号 朗読)

○議 長

ここで提出者であります垣内彰議員より、それぞれの発議についての趣旨説明を求めます。

○垣内（12 番）

それでは保育園における空調設備設置の促進を求める意見書の趣旨説明を行います。発議第 5 号及び発議第 6 号、保育園における空調設備設置の促進を求める意見書の提出についての趣旨説明をいたします。近年、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっており、猛暑とも酷暑とも言われております。辰野町においても 7 月 19 日に初めて 36 度台である 36.2 度の最高気温を観測し、この夏だけで 3 度の 36 度台を記録いたしました。気象庁も今夏の猛暑をひとつの災害と認識していると発表いたしました。菅官房長官は、熱中症とみられる症状で病院に搬送されている人が相次いでいる事態を受けて、「緊急の課題だ。特にクーラーなどが設置できていない小中学校は、早急に対応しなければならない」と述べ、小中学校でのクーラー設置を補助する考えを示しました。現在、辰野町においても厳しい財政状況にありながら、国の財政支援も見込んで、町内小中学校の教室への空調設備設置に向けて検討が進められています。一方、保育園においては、建設や大規模な改修に関して、民間保育園に対しての補助制度はあるものの、空調設備に限定した補助はなく、公立保育園に対しては、空調設備はおろか、建設や大規模な改修に関しての補助制度もありません。体力的に、小中学生よりもさらに発達途上にある保育園児には、空調設備の設置はより喫緊の課題であり、辰野町においてもその整備に向けて、検討が進められており、その計画について、国から調査が行われていると報告されています。しかし、同じ空調設備の整備に関して、保育園に対しての補助制度は明確に示されていません。少子化、人口減少が進む中で、保育環境の改善は重要な課題であり、本来国が主体的かつ早急に是正しなければならない課題であると考えます。以上のことから国に対して、保育園の空調設備の整備への補助制度を創設することを求めるとともに、長野県に対しては国に向けて、その旨を要望するよう求めるべく、先ほど朗読いただいたとおり意見書の提出を提案いたします。全議員の賛成により、議決くださいますようお願いして趣旨説明といたします。以上です。

○議 長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○熊谷（3番）

私はこの発議に対して、反対の立場から意見を申したいと、討論の中の意見を申し上げたいと思います。この内容は、辰野町だけの特別なことではないことであります。このような辰野町だけの特別なことではないようなことを議員による意見書の提出、あるいは委員会による意見書の提出は、あえてすることに対して反対をしたいと思います。もし、提出するのであればやはり上伊那広域で連携するとか、県全体の町村議会で連携するとかいった動きをとって欲しいと思います。次に、もうひとつの理由としましては、国の財政を考えたときに、できることできないこと、順序をつけなきゃならないこと、いろいろありまして、その順番としては上位にくるべきことですが、あえて今これを提出する必要はないというふうに考えます。

○議 長

そのほかありませんか。

○向山（2番）

私は、この意見書の賛成をする立場から名前を連ねております。その立場から賛成の意見を述べたいと思います。ただ今、熊谷議員からは、町単独の課題ではないということでもありますけども、町単独の課題ではなくても、先ほどの種子法の意見書も含めて、様々な県政、国政における課題について、この議会は今までも意見書を提出してきているかと思えます。そういう意味では、議員提案としての議員発議の意見書として、全く馴染まないものではなく、かえって時宜を得たものというふうに考えます。併せて国の財政の話がございましたけれども、阿部内閣は少子高齢化対策を大きな柱にしております。で、義務教育について、学校教育において、先ほど趣旨説明もありましたけれども、補助制度がありながら、保育所について、こういったものが検討されていない。過日の一般質問の答弁の中では、国からの調査は来てるということでもありますけれども、調査がどのように活かされるかっていうことも不明確であります。だからこそ、地方からこういう要望を上げる意義があるというふうに考えます。したがって、この意見書の採択について、賛成の立場から発言をしました。以上です。

○議 長

ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより最初に発議第5号、保育園における空調設備設置の促進を求める意見書についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 12人)

○議長

起立多数です。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。次に発議第6号、保育園における空調設備設置の促進を求める意見書についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 12人)

○議長

起立多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。次に発議第7号、オスプレイの飛行訓練に関する意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○局長

(発議第7号 朗読)

○議長

ここで提出者であります瀬戸純議員より趣旨説明を求めます。

○瀬戸(9番)

それではオスプレイの飛行訓練に関する意見書の提出について趣旨説明を行いたいと思います。まさか、辰野町の上空をオスプレイは飛ばないでしょうと多くの町民が今まで思ってきたと思います。去る7月17日に、当町を含む長野県内において、オスプレイ2機の飛行が確認されました。当町においては、特に平出、赤羽、樋口地区の竜東地域の上空をオスプレイだとわかる高度で、低空飛行で飛行している様子を多くの住民の皆さんが目撃しています。オスプレイを見た方から「まさか私の頭の真上をオスプレイが飛ぶとは思わなかった。落ちてきたらどうしようと考えてしまった。怖かった。」と多くの皆さんから飛行当日の様子をお聞きしています。このオスプレイについては、沖縄県で重大な事故が相次いだにも関わらず、米軍は今年の4月には、横田基地にCV-22型機を配備し、全国的な訓練を現在行っています。オスプレイの飛

行訓練に関しては、既に平成 25 年 3 月、長野県が政府として、オスプレイの安全性や訓練の具体的な内容について関係自治体及び地域住民に対して、事前に十分説明をするとともに、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項の遵守や、希少野生動植物の生育環境に与える環境の提言のための適切な対応について、在日米軍に強く求めることを防衛大臣及び環境大臣に要請しました。その後、平成 27 年 10 月に公表された CV-22 オスプレイの横田飛行場配備に関する環境レビューにおいて、訓練区域の一部に長野県内の市町村が含まれていることが確認されたことから、平成 28 年 9 月に長野県知事、長野県市長会長、長野県町村長会長の 3 者連名により、同様の要請を防衛大臣に行い、平成 29 年 2 月には長野県知事名で県民や観光客の安全安心に影響を及ぼすことのないよう要請書が防衛大臣宛てに提出されています。度重なる要請に対して、運用に関する情報が得られた場合は速やかに知らせると表明していた防衛省北関東防衛局でしたが、平成 29 年初めて長野県の上空をオスプレイが飛んだ 3 月 6 日から 17 日に行われた新潟県と群馬県での日米合同訓練の期間中には、東北信地方で、オスプレイが度々目撃され、東北信の首長などは驚きと遺憾、そして安全性を懸念し、情報提供などを強く求める声明を出しています。今回 7 月 17 日の飛行に関しても、一般質問でもありました。長野県及び関係自治体、当町には何の通知もなく訓練が行われました。このため、辰野町民をはじめ、住民の中には大きな不安が広がっています。極めて遺憾な事態であり、主権国家として本当にありえないことではないでしょうか。横田基地に配備された CV-22 オスプレイは、長野県内の東北信 17 市町村にまたがる区域、エリア H で、夜間低空飛行訓練を行うとされ、岐阜県、新潟県境の訓練区域とするブルールートでの山岳飛行訓練も行うとされています。意見書にありますそこに至るまでの往復の飛行ルート、本当に明らかにされていないことから今後当町はじめ、上伊那地域、長野県上空を飛行することが考えられます。安全性、訓練内容等についての情報を一切明らかにしないままの一方的な訓練強行は決して許されることではありません。長野県内でオスプレイが目撃された町の住民の代表である議会として、行政の取り組みと歩調を合わせて、国に対して意見書を提出することは、今後の米軍の一方的な訓練を中止させる上で、極めて重要な意思表示であると考えます。よって、オスプレイの飛行訓練に関して、住民生活の安全安心を確保することは、地方自治の最大の使命であり、住民それも辰野町民の生命、財産が失われるような事態が起きてからでは遅いことから、別紙意見書の採択を提案するものです。全

議員の賛同をいただきますようお願いし、趣旨説明といたします。

○議長

これより質疑討論を行います。ありませんか。

○小澤（1番）

私は、オスプレイの飛行訓練に関する意見書を辰野町議会単独で国宛てに提出することについて反対の立場から討論に参加します。まず、意見書の要請文の1の当町はじめ県内におけるオスプレイの飛行訓練を中止することについてですが、私は中止は無理ではないかと思っております。なぜなら日米地位協定は、在日米軍による施設、区域の使用を認めた日米安全保障条約第6条を受けて、施設の区域の使用のあり方やわが国における米軍の地位について定めた国会承認条約であることから、この日米地位協定が見直されない限り、飛行訓練中止は無理だからです。しかし、このような状況の中、飛行訓練中止を求める取り組みについては、今議会根橋議員のオスプレイ飛行訓練への対応についての質問に対して、小野総務課長は辰野町も町村会の一員として、平成28年9月20日付で、長野県、市長会、町村会の3者連名で防衛大臣にオスプレイの飛行訓練について要請として文書が提出されていること。また、要請内容については、オスプレイの飛行訓練における実態を広く情報開示し、関係団体及び地域住民に対し、事前に十分説明すること。この要請により、役場にもメールが配信があるとのことでした。また、県民や観光客に不安や懸念を抱かせるような飛行訓練が実施されないよう在日米軍に強く求めること。オスプレイの訓練区域は絶滅危惧種の生息が確認されている重要な地域であるため、その生息環境に与える影響の提言に配慮した適切な対策を講ずるよう在日米軍に強く求めることを要請していくとのことでした。これは、今回のオスプレイの飛行訓練に関する意見書の要請文、2番、3番、4番と内容はほとんど同じです。また、町議会においても、平成29年3月議会において採択された、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求める意見書を国に提出しており、町としても議会で採択された意見書については、尊重しているとの答弁がありました。そして、この10月16日に県の町村会も国に低空飛行の訓練について、要望書を提出する運びになっているとのことでした。また、今後の取り組みについては、町独自というよりは、今後も近隣市町村、上伊那広域連合と長野県の市町村会等と協議を行っていく上で、県全体としてオスプレイの問題について取り組んで要望していくことが良いと思われているとの答弁がなされました。私は今回の意見書提出については、オス

プレイは辰野町の上空のみ飛行するのではなく、長野県内少なくとも上伊那郡内の市町村の上空も当然飛ぶのに、なぜ今回辰野町議会単独で、それも一般質問も行われた中で、議員発議という形で、国に意見書を提出するのかわりと違和感を覚えます。先ほどの一般質問答弁の町の取り組みのように、近隣市町村、上伊那広域、長野県内議会等と県全体としてオスプレイの問題に取り組むべきと思いますので、今回の辰野町議会単独で国に意見書を提出することについて、反対します。

○議長

次に賛成者の発言を許可したいと思います。

○向山（2番）

私は発議7号の決議に賛成の立場から討論に参加いたします。オスプレイの飛行が長野県内で最初に報道されたのは昨年3月でした。そのときある全国紙は、長野県内ではあたかも未確認飛行物体UFOを見たかのごとき騒ぎであるとして次のように伝えています。行政も民もいささか過剰に反応しすぎだ。オスプレイがどこかの空を移動しなければ訓練は成り立たないし、あまつさえ長野県は今回の共同訓練の舞台ではない。それなのにうちの庭は通るなど叫ぶのは虫がよすぎる。あろうことか県に至っては、2月27日防衛省に市街地や観光地の上空を飛ばさないよう独りよがりな注文をつける始末だった。これを利己主義、エゴイズムという。さて、現状はこの新聞に揶揄されるような状況でしょうか。オスプレイの事故は一昨年12月の沖縄県名護市沖の事故以来あとを絶ちません。名護市沖とされていますが、これは私、現地を見て来ましたが、地元の人達が日ごろから水遊びや貝を取っていて、浜では焚き火を楽しむような水辺から100メートルあるかなしか。幅で言えば数百メートルのまさに小さな入り江の中で、これを沖と言うならその定義を変えなければいけないと思います。そんなところに操縦不能により、大破して着水したわけですから、墜落と言うべきですが、これも不時着と言い換えています。いずれも事故を矮小化しようとしているわけです。こういった重大事故、米軍の基準では被害額が当初は100万ドル以上であったものを200万ドル。大体2億円以上の事故でないといふ数に入れないうにまでして、カウントしている事故率が防衛省のホームページで公開されていますが、海兵隊配属のMV-22で3.24です。10万時間当たり3.24件重大事故が起きるといふわけです。横田基地に配属されたCV-22は何と4.05、量とって恐縮ですが、フィリピン航空や大韓航空の2.5前後よりはるかに高いわけです。日本航空は、大体フィリピン航空や大韓航

空の半分、全日空ではさらに一桁下がります。つまりオスプレイは圧倒的に重大事故の率が高く、さらにそれが上がっています。そのことが何より問題であると考えます。アメリカでは、未亡人製造機と呼ばれ、開発にあたった技術者自身が飛ばすべきでないと言っています。そういう安全性に重大な懸念がある状況に対して、県民の安全を守るべき県が防衛省に対して、申し入れることを独りよがり、利己主義と切り捨てることこそ理不尽です。それは、沖縄の空においても、長野県の空においても同じです。沖縄の過度な負担を除去するとか、お互いに負担を分担するという言い方は通用しないと思います。うちの庭は通るなど言っているのではなく、どこであろうと危険性が高いものの飛行は認めるべきではないと考えます。さらに、長野県上空を飛行するというのは、たまたま飛んできたということではなく、今後日常化する可能性が極めて高いということを指摘しておきたいと思います。意見書の文にもありますが、岐阜県、新潟県境、つまり北アルプスを中心とする訓練区域、ブルールートと呼ばれていますが、基地からそこに至る往復飛行ルートは決められていない。つまり、どこを通ってもよいことになっています。さらには、山岳地帯での飛行訓練は、最終的にはその訓練区域のどこかに離着陸できる場所、ヘリパッドが必要になってくる。最終的にはそこまでいかないときちんとした訓練にならないわけです。危険性は際限なく高まります。まさにこれまで沖縄の問題として言わば他人事であったかもしれませんが、他人事ではなくなってきました。これらの問題は、先ほど小澤議員が指摘されたように、日米安保条約や、それに基づく日米地位協定がもたらす問題であります。今日はそのことには触れません。オスプレイの問題については昨年3月において、この議会で中止を求める決議が採択されています。状況はそのときとなんら変わりなく、むしろより切迫した問題になっています。町村会での対応、町の行政としての対応もありますが、議会として、安全を求める決議をすべきと考えます。私は、ただ1点、私達が暮らす辰野や上伊那、長野県の上空の安全を保つというその1点で住民の安全を守るための決議に賛成していただくよう訴えて私の討論とします。

○議 長

ほかにありませんか。

○成瀬（8番）

私は、このオスプレイの飛行訓練に関する意見書提出につきまして、反対の立場から討論いたします。オスプレイ飛行訓練につきましては、平成29年2月に阿部長野

県知事が県としてまとめまして、長野県危機管理部を通し、当時の稲田防衛大臣宛てに要請をしており、県は既に動いているのです。そのときの内容といたしまして、訓練に関する情報をできる限り速やかに提供すること。2番目といたしまして、県民や観光客の安全安心に支障をきたすことがないように万全の措置を講ずること。3番目といたしまして、県内の市街地やスキー場と観光地の上空の飛行をできるだけ避け、県民や観光客に不安や懸念を抱かせることがないように十分配慮すること。4番目といたしまして、訓練に伴いオスプレイを始めとする米軍機が長野県上空を飛行する際には、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項の遵守について、在日米軍に強く求めること。ということが書かれております。また、全国知事会の対応も同じような内容となっております。しかし、訓練の中止を求む文言は書かれておりません。長野県として、各市町村から提出された意見をまとめ、関係自治体及び地域住民に対し、事前に十分説明し、理解を得るよう強く求めておりますので、ひとつの町や議会が単独で提出いたしますと、かえって混乱を招く形になりかねません。よって、この意見書を提出するには反対をいたします。

○議 長

はい。ほかに。賛成討論ですか。

○根橋（11番）

私は賛成の立場から討論に参加をしたいと思います。最初に、この冒頭申し上げたいことは、今回辰野町議会が単独で出すことについて疑義というか、むしろ意味がないってというような今反対の意見がありましたので、その点についてまず意見を申し上げたいと思います。先ほど小澤議員の言われること、基本的にまずあるいは私の一般質問に対する町側の答弁、要するに広域連合だとか、長野県全体に広めていく、それは全く賛成でありますけれども、私が言った趣旨ってこういう問題ってというのは、理事者、首長側とそれから議会、首長側はまさに執行権がある中でどう取り組んでいくかってことが当然ですけど、一般質問の論点であったわけですが、今回申し上げているのはまさに議会、住民の代表である議会がどうするんだということが、問われている中の動きであり、そういう意味では今、今回のたぶんこの9月議会、上伊那全域でやっておられると思いますけども、少なくとも私の感じではオスプレイに関するこういう議題が出てるのは辰野だけだと思います。そういう意味でまさに辰野町がその突破口を開く中で、広域連合議会もありますし、長野県議会もこれからあるわけですか

らそういう中でむしろそれを訴えていくと。まさに辰野町の上空を飛んで、住民の皆さんが不安に思ってるわけですから、まず住民の代表の議会が動いてくことに意味があるということをもまずご理解いただきたいということを1点申し上げたいと思います。それから2点目はこのめぐる経過、その理事者側の特に取り組み、県知事はじめ、市長会長、あるいは町村会長の動きについては、それぞれが説明されたとおりであります。実は今回の意見書もご案内のとおり、一番については県知事ほか3者の連名ではありませんけれども、2、3、4番については、全く同じ内容になつてきます。1番については、当町議会が29年3月16日に採択いたしました内容とほぼ同じということになっております。それでそういった点でもう少しこの論点というか、深めたいと思うんですけども、先に2番の問題であります。この例えば県知事が言っている2番の問題、我々のところも2番ですけども、その情報開示の問題ですね。これについてはまさにこれも小澤議員が言われたとおり、日米地位協定では、もう決まっていることでもありますからはっきりしてるんですけども、日本国は米軍がどこに基地をつくろうが、どこを飛ばうがそれに対して異議を申し立てることはできないことになっております。全土自由に使っていていいことになっておりますので、まさに小澤議員が言われるとおり、ここを使わせることはやめてくれって言うことは言えないことになっております。ですから、今要請ということで、できないことはわかってはいるけれども、そういう危険なものは飛ばないようにしていただけないかということ、要請でやっているということでもあります。それが1番の問題であります。その理由は向山議員の言われたとおりであります。それでさらに安全性の問題で、触れなきやいけない点は、その日米地位協定は先ほど申し上げましたように日本の国内法は一切適用されませんので、航空法っていう法律も適用されません。この航空法については、飛行機は300メートル以下を飛行してはならないことになっております。ところが、米軍に関しては適用除外になっておりますので、300メートル以下でも自由に飛行することができますし、それから住宅地以外で低空飛行することも禁じられておりますけども、それも米軍は何ら拘束を受けないことで、だからそういうことがあり得るから、事前にそういうことは事前に告知して欲しいということはこれも要請してるってことあります。それから自然保護の問題も出てきておりますが、これも自然保護法とか、環境関係の法律ももちろんですけども、一切適用除外ですので、自然保護に関する我々しなきゃ、国民しなきゃいけないことも米軍はしませんし、それから米軍オスプレイが

油を落とそうが、基地で何が起ころうが環境関係については一切米軍は関知しないということで、自治体が全部負担することになりますし、無法状態になります。したがってこれも要請をしてそういう自然破壊をしないようにしてほしいというふうをお願いをしてるっていうことが、3番目にある内容であります。いずれにいたしましてもこうしたその県下のですね、今の理事者、知事、市長会、町村長会が足並みを揃えて、やってくる中で何がこの間変わったかっていうと、再三細事そういう要請をしているのに、現実には起きたことは一切そういう通告はなく、突然オスプレイが飛んできたということで、去年の春から続いているわけですね。これに対して、やはりはっきりと地位協定は今んとこあるけれども、やっぱりはっきり物を言っていけないかぎり、全く沖縄と同じような状態になってしまうのではないかという不安が住民の皆さんに当然にごく自然なことであります。そういう意味で、やはり引き続き粘り強くこのこういうオスプレイが現実に来ている以上、これに対してやっぱりきしっと今までと同じ内容ではあるけれども、お願いをしていかなきゃいけないというのがまず1点あります。で、さらに今のこのそういう意味では、確かに根本的にですね、この日米地位協定の見直しということが、本来のこの問題として浮上してきているというふうに思いますけれども、今回はそのことについては直接触れておりません。しかし、今日のしかし信濃毎日新聞の記事によりますと、長野市議会の総務委員会ではですね、日米地位協定の見直しの意見書というのが全会一致で可決されたそうであります。本会議でも可決される見通しということでもあります。また、全国知事会がこの日米地位協定の見直しについて、日米政府に提言をしたということも、私ちょっと知らなかったんですが、既に提言したという記事も報道をされております。すなわちこういった今までよりさらに踏み込んだ形です、国民の中で今、っていうか日米地位協定のこの見直しについて議論が始まり、一步一步今そういう形で具体的に進んできているということで、まさにこうしたオスプレイの通告なしの低空、非常に危険な飛行訓練を契機に日本の平和のあり方、それからこういう米軍とのあり方というものが、国民的な関心及び議論されている中で、今回私達辰野町議会が、ひとつの問題を提起として、積極的に住民の代表の議会として、広域連合にも長野県にも、そしてやっぱり政府に対しても物を言ってくってということは非常に意義があり、重要なことだと思いますので、全議員の賛同をいただきますようお願いして、賛成討論といたします。

○議 長

ほかにございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑討論を終結します。これより発議第7号、オスプレイの飛行訓練に関する意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立 5人)

○議 長

起立少数です。よって発議第7号は、否決されました。日程第9、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり「閉会中の継続審査申出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第10、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布いたしましたとおりに、議員派遣をすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配りましたとおりに、派遣することに決しました。以上で、本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで町長から挨拶を受けます。

○町 長

9月3日に開会いたしました第6回辰野町議会定例会に、ご提案申し上げました、追加を含め25議案全てを原案どおり承認、可決いただき感謝申し上げます。特に今議会は、平成29年度会計決算をご審議いただき、お認めいただきました。9月4日には台風21号が日本列島に襲来いたしました。辰野町でも倒木による停電が発生し、一部地域は約1日間の停電で日常生活に影響を与え、農作物の被害も報告されました。

また、6日には、北海道厚真町で震度7の地震があり、犠牲となった方のご冥福をお祈り申し上げ、改めて地震への対応の難しさを感じました。一般質問では、大阪北部地震、西日本豪雨災害の教訓からの防災対策やこの夏の猛暑対策、重点プロジェクトの道路対策、人口減少対策から、教育、観光、福祉まで幅広い質問をいただきました。心して真剣に取り組まなければならないと考えております。平成30年度も、もうすぐ折り返しを迎えます。引き続き議員各位、町民の皆様のお力を借りながら、職員ともども各事業を遂行してまいります。ご支援をお願いし、閉会にあたりましての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長

これをもちまして9月3日に開会いたしました、平成30年第6回辰野町議会定例会を閉会といたします。17日間にわたる大変な長丁場、ご苦労様でございました。

10. 散会の時期

6月15日 午後 16時 30分 散会

この議事録は、議会事務局長 中畑充夫、庶務係長 田中香織の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 10番

署名議員 11番